



# 基本構想

## 第1章 総合計画策定の趣旨

### 第1節 後期基本計画策定の趣旨

砺波市では、平成18年度に「新砺波市総合計画」（第1次砺波市総合計画）を策定し、その計画に沿った行政運営を推進しています。新砺波市総合計画は、平成16年11月1日の市町村合併時に定めた「新市まちづくり計画」の基本方針に沿って策定したものであり、「庄川と散居に広がる健康フラワー都市」を市の目指す将来像に掲げています。市民にとって住んでよかったと感じられるまちづくりを推進していくために、本計画は、「まちづくりにおける羅針盤」となる最上位計画と位置付けられています。

このたび、平成23年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、社会・経済情勢の変化や新たな市民ニーズを踏まえて、これに続く平成24年度から平成28年度までの5か年を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

後期基本計画は、今後5年間に推進すべき重点施策を定めており、市政を計画的かつ効果的に展開するための指針とするものです。

### 第2節 基本計画見直しの視点

後期基本計画では、基本構想に掲げる市の将来像や基本理念をまちづくりの指針とし、今後5か年間のまちづくりの基本方針を定めます。

#### 1. 基本計画見直しの視点

##### (1) 新たな施策の設定

新たな市民ニーズ、法制度の変革、厳しい財政状況といった大きな時代の変化に柔軟に対応する計画とします。

##### (2) 自治体経営から地域経営への変革

地方分権を推進する立場から、地域福祉の向上と行財政の効率化・コスト削減、地域資源の継承と活用、自治体・ボランティア・\*NPOなど多様な主体の参画による地域経営の視点に立った施策を考察します。

##### (3) 成果指標による数値目標の設定

重点施策目標の達成を具体的にイメージすることができる数値目標を設定するとともに、施策の達成度を測る指標とします。

#### 「NPO」

組織的にボランティア活動などを行う「民間非営利組織」のこと。Non-Profit-Organizationの略。医療、福祉だけでなく教育、文化、芸術、スポーツ、災害復興、国際協力など様々な分野で多くの団体が活動している。

## 第3節 総合計画の構成と期間

### 1. 計画の構成

#### (1) 基本構想

基本構想は、本市がめざすべき将来像と基本理念を明らかにし、これを実現するためのまちづくりの基本方針を示したものです。

#### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定める基本方針により、まちづくりの主要施策の内容を定めたものです。

#### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めるまちづくりの主要施策を実行するための事業計画です。

### 2. 計画の区分とその期間

#### (1) 基本構想

新砺波市総合計画における基本構想の期間は、平成19(2007)～28(2016)年度の10年間とし、「笑顔があふれる福祉のまちづくり」、「『人』と『心』を育むまちづくり」、「庄川と散居に広がる快適なまちづくり」、「魅力ある産業が発展するまちづくり」、「市民と行政が協働するまちづくり」を5つのまちづくりの基本方針として掲げています。基本計画に示す施策は、この5つの基本方針に沿って体系づけることとなります。

そのため、今回の後期基本計画の策定にあたっては、計画全体との整合を図るため基本構想の一部についても修正を行うこととします。

#### (2) 基本計画

前期基本計画は、基本構想に掲げたビジョンを実現するため、基本構想と同時に策定し、計画期間は平成19(2007)～23(2011)年度の5年間の計画でした。

今回は、平成24(2012)～28(2016)年度の5年間の計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

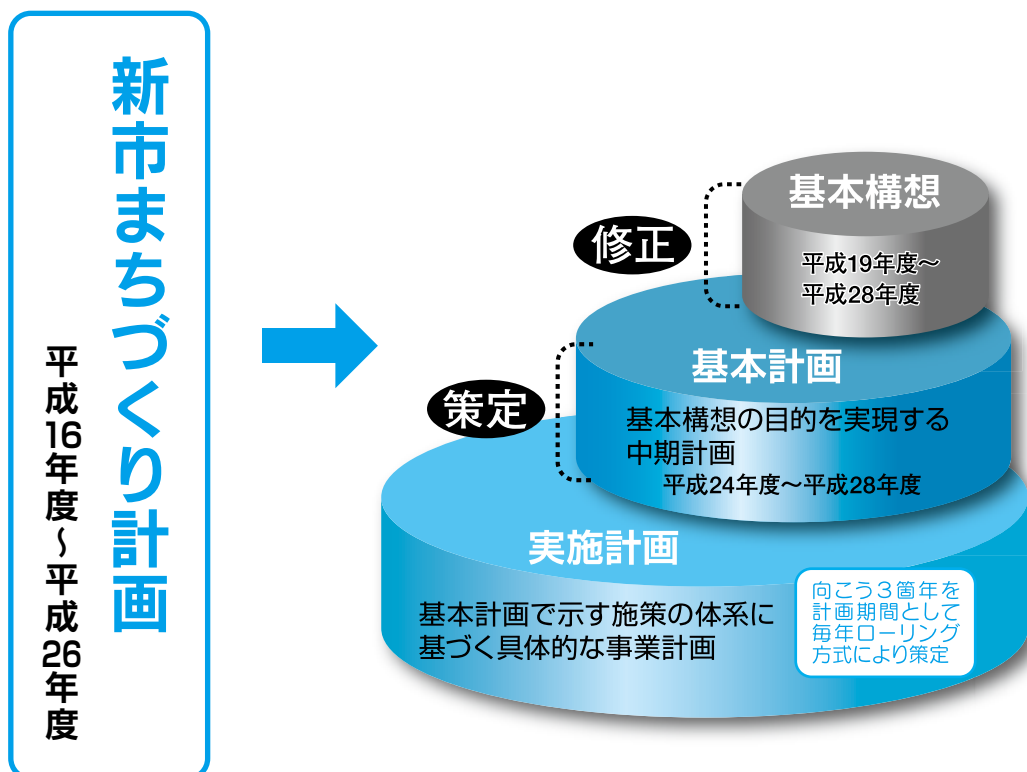
#### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策の体系に基づく具体的な事業計画であり、向こう3年間の計画期間として毎年\*ローリング方式により策定し、予算編成の指針とするものです。

#### 【ローリング方式】

計画管理手法の一つで、計画と実績の乖離かいりを調整し、計画の実効性を確保するため、毎年又は隔年ごとに計画を見直すとともに、将来にわたって一定期間の事業計画を定める方式。

## 【 砺波市総合計画 後期計画 】



平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
				基本構想					▶▶
	前期基本計画				▶▶				
					後期基本計画				▶▶

### ■ 参 考 ■ 新市まちづくり計画

旧砺波市と旧庄川町は、平成16年の合併に際し新市まちづくり計画（新市建設計画）を策定しました。その計画期間は、平成16年度とこれに続く10年間（平成17年度～平成26年度）であり、合併後における新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を進めていくための指針を示したもので、平成26年度までに合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となるものです。

後期基本計画の策定にあたっては、その計画事業との整合についても検討を行うものとします。

## 第1節 将来像と基本理念

## 1. 砺波市の将来像

## 『庄川と散居に広がる 健康フラワー都市』

清流「庄川」の恵まれた水資源や日本の原風景である「散居」を地域固有の貴重な財産として将来に継承し、市民が花や緑を大切にして健康で笑顔あふれる暮らしを送ることを願っています。さらに、これら地域資源と勤勉でひたむきな市民性が一体化することにより砺波市の個性を高めながらその魅力を発信し、市民が地域を愛し誇りをもって「住みたいまち」「住んでよいまち」と実感できる「人が輝く活力あふれる砺波」を理想のすがたとしています。

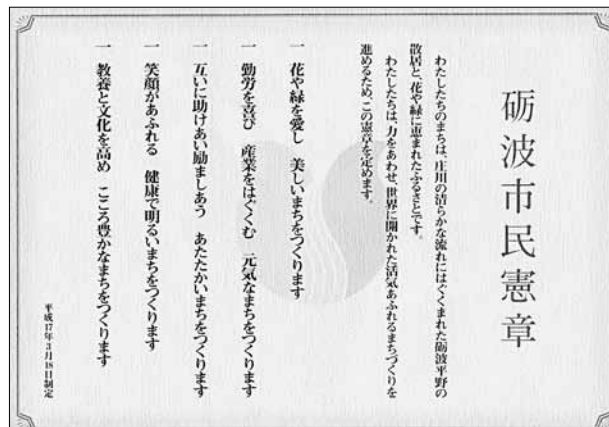
## 2. 基本理念

- 花や緑を愛し 美しいまちをつくります
- 勤労を喜び 産業をはぐくむ 元気なまちをつくります
- 互いに助けあい励ましあう あたたかいまちをつくります
- 笑顔があふれる 健康で明るいまちをつくります
- 教養と文化を高め ころも豊かなまちをつくります

市民の総意により制定された砺波市民憲章は、市民共通の基本的な姿勢を表し、市民の願いを実現するための目標となるものです。

このため、新砺波市総合計画においては、市民相互の信頼と連帯感に満ちた地域社会の構築をめざし、「砺波市民憲章」をまちづくりの基本理念としています。

これらのまちづくりの将来像や基本理念は、新砺波市としての基本的な方向性を示すものであり、揺るぎないものであるため引き続き堅持します。



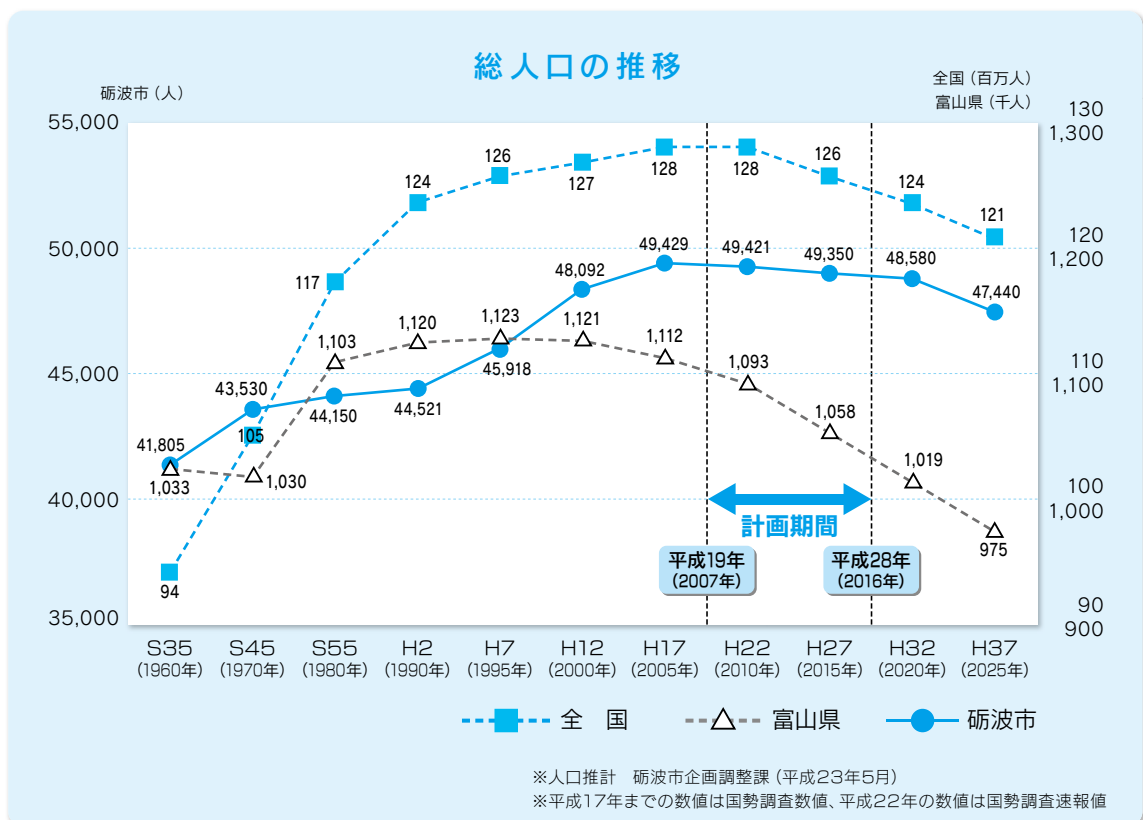
## 第2節 将来の人口

### 1. 人口の推計

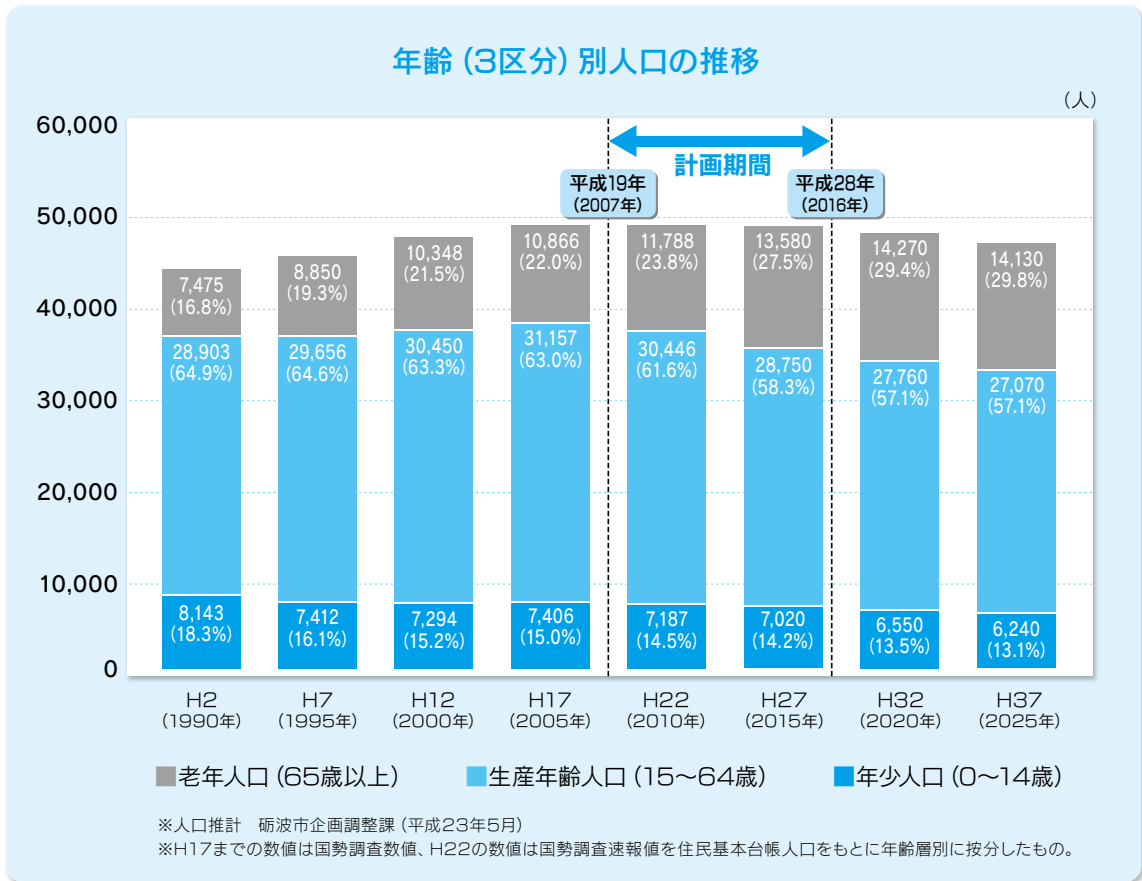
本市の人口は、昭和48年以降増加傾向が続き、国勢調査によると平成17年（2005年）に49,429人であった人口は、平成22年（2010年）には49,421人（速報値）となり、ほぼ横ばいの状態となっています。

わが国全体が少子・高齢化社会を迎えたなか、本市においては継続的に少子化対策や人口誘導の施策を展開していますが、人口はゆるやかに減少していくと推測されます。コーホート要因法を用いた人口推計によれば、目標年次となる平成28年（2016年）の人口は、おおむね49,350人となります。

平成28年における年齢3区分別人口については、65歳以上の老年人口が増加し、総人口に占める割合が27%を超える一方、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し、その割合は60%を切ることであります。また、0歳から14歳までの年少人口は、生産年齢人口に比較するとゆるやかではありますが減少傾向で推移し、その割合は14%を下回ると推測されます。

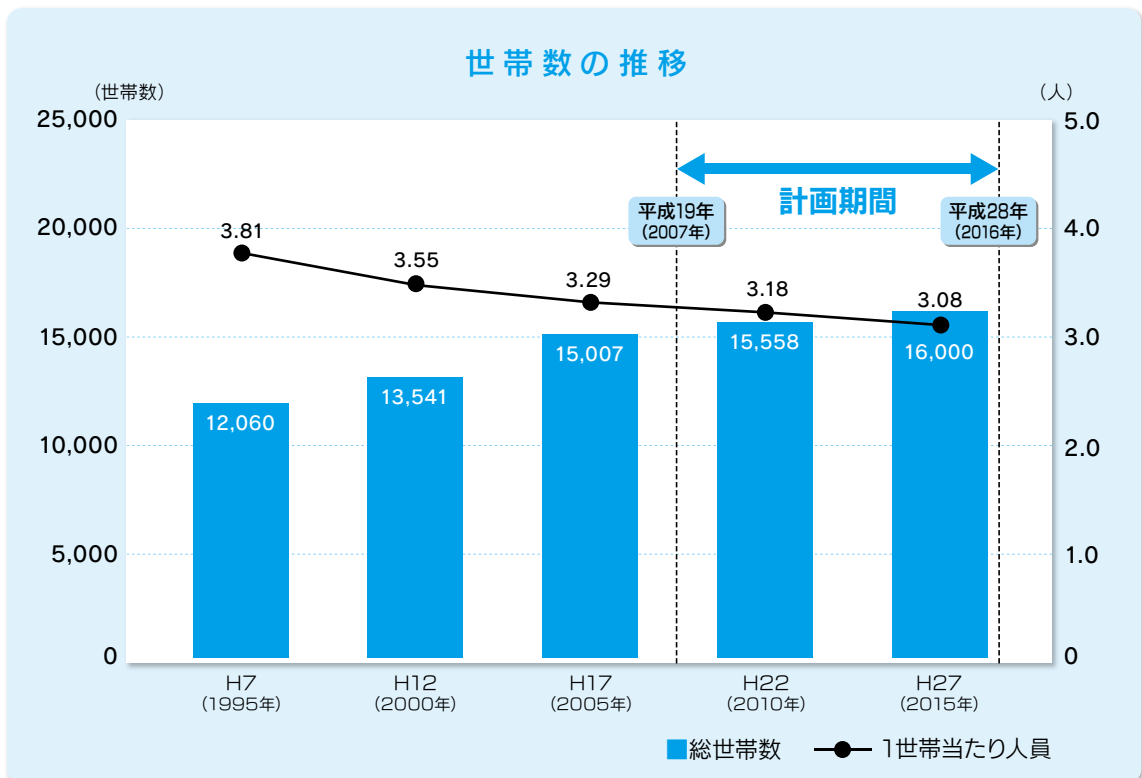


資料：国立社会保障・人口問題研究所『都道府県別将来推計人口』（平成18年12月推計）



## 2. 世帯数の推計

本市の世帯数は、核家族化の進行などにより、1世帯当たりの平均人数が減少傾向にありますが、今後も世帯数は増加するものと推計します。



### 3. 目標とする人口水準

ここで国勢調査と住民基本台帳による人口を比較すると、両者には約500人から600人程度の乖離<sup>かいり</sup>があることから、本市は外国人登録者数を加味すれば50,000人規模の都市といえるでしょう。

人口調査の推移

項目	年	H12	H17	H22
国勢調査結果		48,092	49,429	49,421
住民基本台帳登録者数と外国人登録者数の計		48,737	50,096	49,954
外国人登録者数(内数)		394	711	537

(人)

※各年10月1日

東海北陸自動車道の全線開通や北陸新幹線の開業、北陸自動車道(仮称)高岡砺波\*スマートインターチェンジの供用など、市域の潜在的な可能性をさらに高める基盤整備が進んでいます。

また、他の都市より優れた地域の個性を確立し、基本構想に掲げる5つの基本方針に従って各種の施策を着実に推進していることなどから、「住みたいまち」「住んでよいまち」と実感できる「人が輝く活力あふれる砺波」を実現するため、目標人口水準を50,000人と掲げます。



#### 「スマートインターチェンジ」

高速道路の本線上、またはサービスエリア、パーキングエリアに設置されるETC専用のインターチェンジ。



## 第3節 土地利用の基本的方向

### 1. 地域区分別土地利用

本市の土地利用については、農地の転用面積は10年ほど前から減少傾向にありましたが、ここ数年はほぼ横ばいの傾向にあります。また、住宅建築に関する建築確認申請件数は平成14年をピークに減少傾向にあります。

今後も核家族化の進行などとともに、世帯数の増加が予測されますが、アパートやマンションなどの集合住宅に依存する傾向にあることなどから、宅地化される面積はこれまでと比べて少なくなると考えられます。

また、製造業などの工場については、工場適地の指定により立地に応じて用地の確保などを進めるものとし、サービス業などの商業施設については、大規模な施設の出店が商業地以外で規制されることから小規模な農地転用に限られるものと見込まれます。

これら宅地化の見込みや人口の維持と地域バランス、コンパクトなまちづくり、散居景観の保全などを踏まえ、次のとおり地域区分ごとの土地利用を進めるとともに、人々が暮らしやすい環境を保つため\*「都市計画マスタープラン」に基づいた地域別の土地利用を定めていきます。

#### 地域区分

地域区分については、次のとおり既存の市街地とその周辺の「市街地地域」、市街地郊外の田園地帯である「農村地域」、庄川東側の「丘陵山間地域」の3地域に大きく区分します。

**「市街地地域」**…… 砺波市街地は、中心的な都市機能が集積する地域として位置づけます。中心部は商業地として利用するほか、公共施設、医療福祉施設が複合的に機能する地域とし、その周辺部は街区として整備された利便性の高い住環境の整った地域とします。また、未整備地域は土地区画整理事業により住環境の整備を図っていきます。

庄川市街地は、住、商、工が調和し、伝統産業や温泉郷など特産・観光資源を活かした個性ある地域としていきます。



#### 「都市計画マスタープラン」

都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地区別の課題と整備方針を明らかにする都市計画に関する基本的な方針・計画。

「農村地域」…… 農業振興地域内の農地保全や集落環境の整備を図りつつ、一定の地域において（仮称）砺波市景観まちづくり計画に基づいて散居景観の継承と保全に取り組みます。

また、無秩序な開発を極力抑制するとともに、住宅開発についても\*グリーンプランによって緑の景観形成が図られるよう指導します。さらに、農村の活性化に向けて工業の導入も重要であることから、散居景観や周辺環境等に配慮しながら工場適地などを検討していきます。

「丘陵山間地域」…… 居住環境を維持しつつ自然との共生を進め、植物や小動物の生息・生育、水資源の涵養など様々な機能を有する森林を保全していきます。あわせて、市民にやすらぎやうらおいを与えてくれる場として、史跡や公園、レクリエーション施設などを活用していきます。



#### 「グリーンプラン」

快適な市民生活を実現するため、市民と協働による花と緑のまちづくりの基本的な指針を示す計画。

## 2. 都市形成軸

土地利用を機能的に高める線的要素として、次の8つの都市形成軸を掲げます。

### (1) 国土交通幹線軸（北陸自動車道）

北陸自動車道は、全国各地を結ぶ高速交通網の一つであり、東海北陸自動車道や能越自動車道と連絡し、人の交流や物流に大きな役割を果たす都市形成軸です。

（仮称）高岡砺波スマートインターチェンジの早期完成による利便性の向上が期待されています。

### (2) 国土交通幹線軸（東海北陸自動車道）

東海北陸自動車道は、北陸地方と東海地方とを結ぶ高速交通網であり、北陸自動車道や能越自動車道と連絡し、物流や人の交流に大きな役割を果たす都市形成軸です。

### (3) 国土交通幹線軸（能越自動車道）

能越自動車道は、市域に隣接して能登地方へ結ぶ高速交通網であり、北陸自動車道や東海北陸自動車道と連絡し、物流や人の交流に大きな役割を果たす都市形成軸です。

### (4) 南北都市幹線軸（国道156号）

国道156号は、市域を南北に縦断し、太平洋側と日本海側とを結ぶ国土連携の主要幹線軸です。砺波市街地と庄川市街地とを結ぶ骨格であり、沿道に商業立地などが進んでいる都市形成軸です。

### (5) 東西都市幹線軸（国道359号）

国道359号は、市域を東西に横断し、隣接する富山市や小矢部市、そして金沢市とを円滑に結ぶ主要幹線軸です。公共施設がより有機的に機能する都市形成軸です。

### (6) 南北第2都市幹線軸（主要地方道高岡庄川線）

主要地方道高岡庄川線は、国道156号を補完し、北陸新幹線の（仮称）新高岡駅や北陸自動車道の（仮称）高岡砺波スマートインターチェンジから庄川温泉郷や庄川峡などの観光地へアクセスする南北幹線軸であり、今後活用が期待される都市形成軸です。

### (7) 公共交通連絡軸（JR城端線）

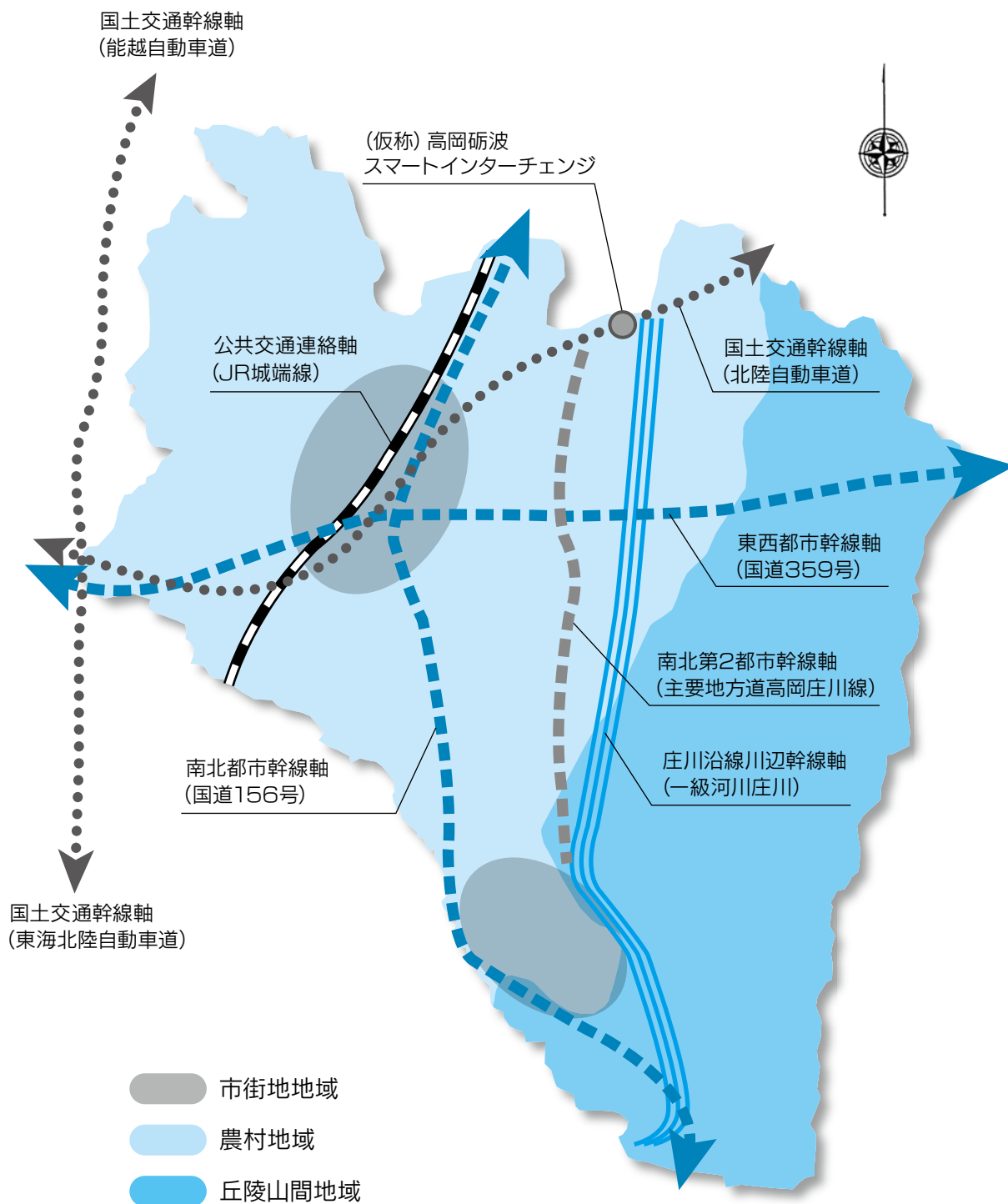
JR城端線は、隣接する高岡市と南砺市を結ぶ公共交通輸送の軸であり、JR砺波駅を拠点とする他の公共交通機関と連絡し、中心市街地をはじめ沿線地域の活性化に影響を与える都市形成軸です。

また、平成27年度春に金沢までの開業が見込まれている北陸新幹線との連絡強化が期待されています。

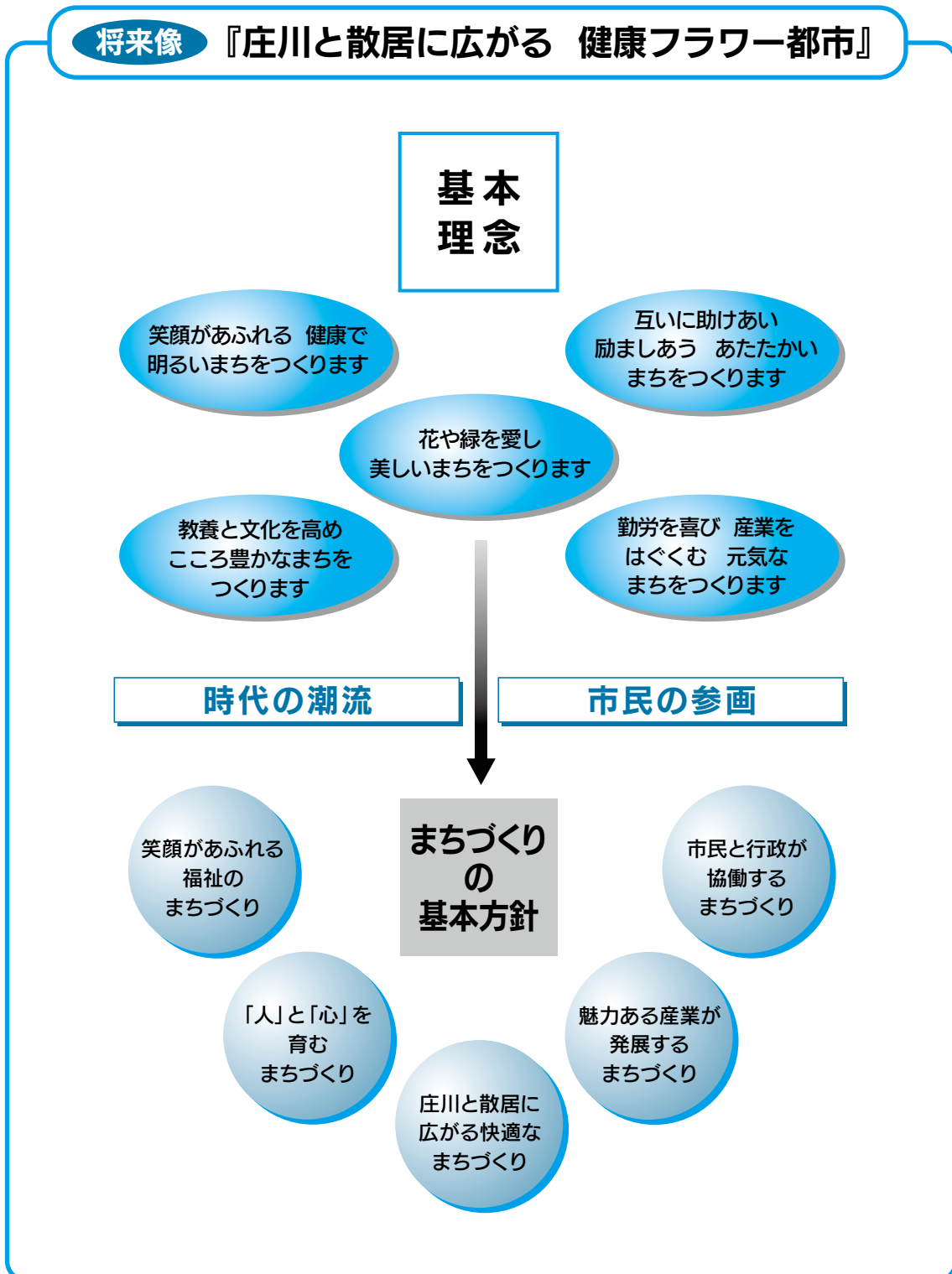
### (8) 庄川沿線川辺幹線軸（庄川）

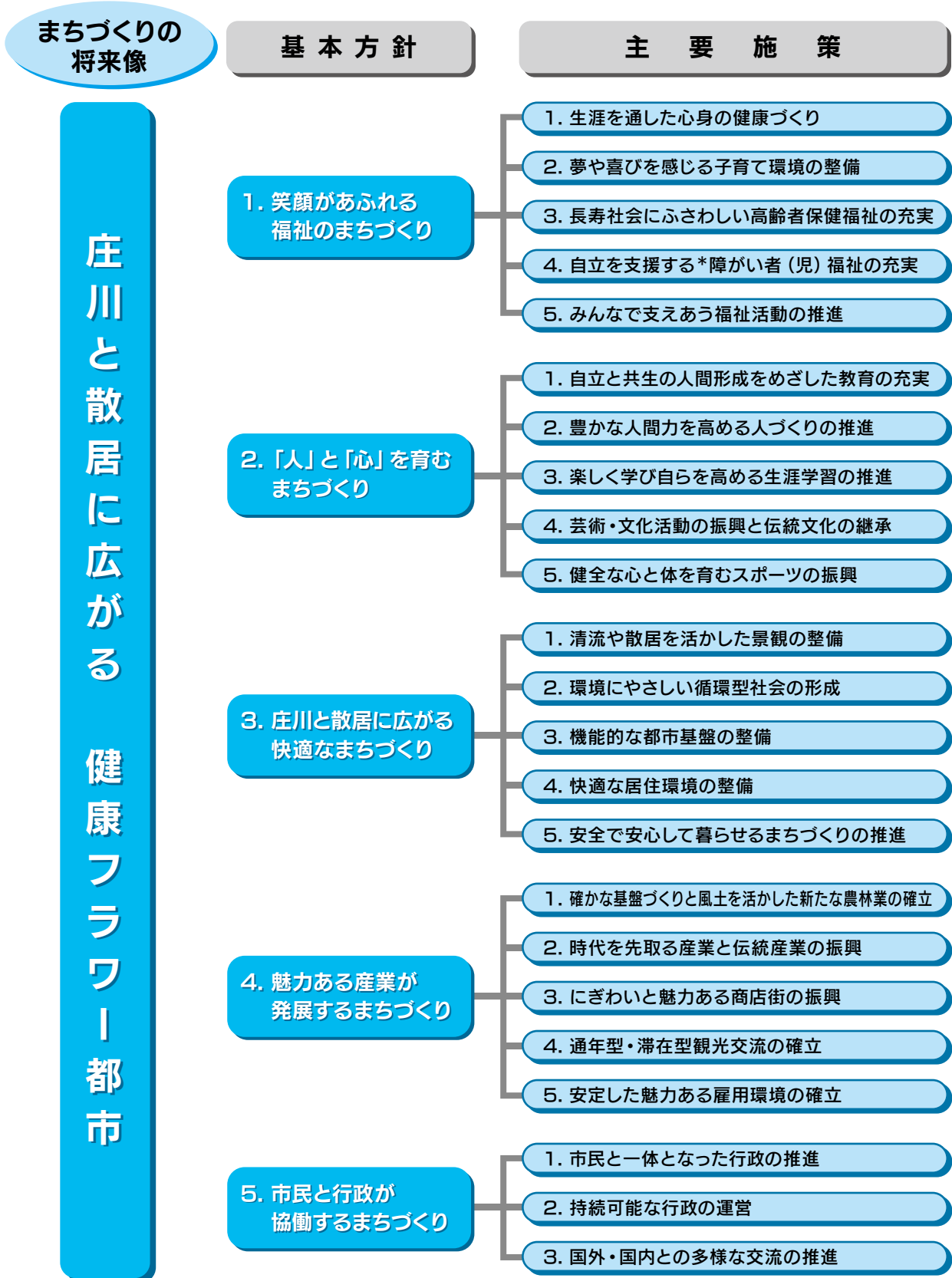
市内を南北に流れる一級河川「庄川」は、市域上流部に位置する庄川峡の景勝地から庄川温泉郷、市民スポーツゾーンや公園緑地などを通過して流下しており、自然環境豊かな親水空間を有する都市形成軸です。

## 【土地利用地域区分・都市形成軸】



まちづくりの基本理念のもと、砺波市の将来像を実現するために、引き続き次のまちづくりの基本方針に基づいた施策を展開していきます。





\*砺波市総合計画では、一部「障害」を「障がい」と表記しています。

これは、平成21年12月8日に内閣府が「障がい者制度改革推進本部」を設置し、表記のあり方に関する検討等を行っていることを踏まえたものです。



基本構想では、「5つの基本方針」に基づいて、次のとおり施策の大綱を定めます。

## 1. 笑顔があふれる福祉のまちづくり

### (1) 生涯を通じた心身の健康づくり ～健康で豊かな生活を送るために～

#### ◆健康づくりの推進

○すべての市民が、生涯にわたり健康で生きがいを感じながら安心して豊かな生活を送るため、市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践する意識啓発を行うとともに、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

#### ◆予防対策の推進

○市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するため、乳幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに合った保健サービスの充実を図ります。  
○疾病予防と早期治療を推進するため、予防接種の接種率の向上に努めます。

#### ◆地域保健・医療の充実

○健康センターや庄川健康プラザ、砺波総合病院、診療所などの連携によるきめ細やかな対応ができる保健・医療体制づくりを進めます。  
○地域における身近な医療が安心して受けられることは、市民誰もの願いです。今後ますます高齢化が進み、医療ニーズの増加が予想されることから、高度医療や救急医療の充実を図り、地域に密着した医療体制の確立に努めます。  
○\*かかりつけ医による医療の普及や健康診査・健康相談など、日常的な保健・医療サービスの充実に努めます。

### (2) 夢や喜びを感じる子育て環境の整備 ～安心して 生み育てるために～

#### ◆子育て支援の充実

○少子化や核家族化が進行し、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、安心して子どもを生み育てることができるよう、保育サービスの充実や勤務先における雇用環境の整備について事業主団体に積極的に働きかけるなど、次世代育成支援行動計画を推進するとともに、不妊治療や子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。  
○幼児教育の面から家庭環境に応じた預かり保育ができるよう、保育所と幼稚園の総合施設化など施設環境の充実を図ります。



#### 【かかりつけ医】

地域住民に優良な医療を提供し、地域における保健医療を効果的に推進するため、患者との信頼関係に基づいて医療のすべてに継続的にかかわる医師。

### (3) 長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の充実

～高齢者が地域で安心して生きがいを持って暮らすために～

#### ◆高齢者福祉の充実

- 増加する高齢者に対する福祉は重要な課題であり、高齢者の需要に応じていくためのサービスの充実と基盤の整備を進めます。
- 多世代同居を推奨するとともに、高齢者の在宅生活を支える支援サービスの充実や地域での見守り活動など、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができる環境づくりやサポート体制の整備を図ります。
- 介護が必要となった場合でも、自ら住み慣れた家で家族とともに暮らしながら、必要な介護サービスを安定して受けるため、包括的な在宅介護支援を強化するとともに、地域密着型サービスの基盤整備と充実に努めます。
- 健康保持と介護予防をあわせた一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムの確立をめざします。

#### ◆高齢者の生きがいの充実

- 地域の人々との交流や子育て支援、ひとり暮らしの高齢者への援助活動など高齢者が生きがいを持って活動できる仕組みづくりを進めます。

### (4) 自立を支援する障がい者（児）福祉の充実

～障がい者（児）が自信を持って暮らすために～

#### ◆障がい者（児）福祉の充実

- 相談や情報提供、支援サービスの調整機能を強化し、障がい者が自ら選択し適切に利用できるよう、サービスの充実を図ります。
- 地域において障がい者（児）が自立した生活を送るためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい支援が必要であり、支援サービスのより一層の充実を図ります。
- 障がい者（児）各々の環境を理解し、就労や地域活動などへの参加を促しながら、自立した生活に向けた環境づくりに努めます。

### (5) みんなで支えあう福祉活動の推進

～安心して自立した生活を送るために～

#### ◆地域福祉活動の推進

- 市民や行政をはじめ、保健・医療・福祉の関係者やボランティア、NPO、自治会、企業など、地域に関わる様々な活動主体が、その特性を活かした活動を行うとともに、お互いが協働し、地域社会全体で福祉活動を支えあう地域づくりを進めます。

#### ◆ひとり親家庭福祉の充実

- 子育て支援サービスをはじめとする相談体制や自立支援の充実などによるひとり親家庭に対する支援に努めます。

#### ◆生活保護の自立支援

- 生活保護世帯の生活の安定を図るとともに、援護が必要な世帯の把握に努め、保護制度を適切に運営して生活を援助するとともに、日常生活や社会生活の自立に向けて支援します。



### ◆社会保障制度の運営

- 生涯を通して健康で幸せな生活を支えるため、国民健康保険・介護保険などの医療・保険制度の健全な運営に努めるとともに、経済的な手助けを必要とする市民の自立を支援するため、相談体制や援助体制の充実を図ります。

## 2. 「人」と「心」を育むまちづくり

### (1) 自立と共生の人間形成をめざした教育の充実

～子どもが健やかに育つために～

#### ◆生きる力を育む教育の充実

- 子どもたちが健やかに育つよう、幼児教育の充実を図ります。また、子育てについて、保護者も子どもとともに学ぶ環境整備に努めます。さらに、生きる力を養うため、確かな学力の育成と外国語、情報通信技術、環境、\*ふるさと学習など時代の要請に応える教育を推進します。
- 基本的な生活習慣を身につけ、思いやりの心や感謝する心を培うとともに、心身の健康につながる食育を推進します。
- 少子化対策の一つとして、若い世代に子育ての喜びや親の役割の大切さ、新しい「いのち」の尊さなどを意識付ける取組を進めます。

#### ◆安全で安心な教育環境づくり

- 平成23年3月に発生した東日本大震災で再認識されたように、学校施設の安全性を確保することは極めて重要であり、早期に学校施設の全てを耐震化し、将来を担う子どもたちの命を守る安全な教育環境の確保に努めます。
- 防災拠点としての教育施設整備や、老朽化した施設の整備を行い、豊かな教育環境の構築に努めます。
- 社会的なエネルギー問題に対応するため、環境負荷の低減や環境にやさしいエコスクールの整備推進に努めます。

### (2) 豊かな人間力を高める人づくりの推進 ～若者が未来を拓くために～

#### ◆活力ある健全な青少年の育成

- 幼児期からの人間形成の基礎づくりが大切であり、家庭・地域・学校・行政が連携して子どもの成長を支える取組の充実を図ります。
- 教育の原点ともいべき家庭の教育力の向上に力を注ぐとともに、子どもたちの社会性や自立心を養うため、地域において子育て支援ができる環境づくりに努めます。
- 青少年が活動する場となる交流拠点づくりの支援を行うとともに、社会経験豊かな高齢者に対して青少年健全育成に向けた活動への参画を促します。



地域行事での交流

#### 「ふるさと学習」

ふるさとの自然・文化・歴史・人からふるさとについて学び、人々とのふれあいを通して、地域・人に対する思いやりの心を持った児童・生徒を育てる。ふるさとを愛し、誇りに思い、語れる人間を育てる。

### (3) 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進 ～人生を心豊かに送るために～

#### ◆生涯学習の充実

- 多様化する生涯学習ニーズに対応し、市民の主体的、創造的な学習活動を支援するための生涯学習プログラムの充実を図ります。
- 市民が地域文化の学習を通して、地域を愛し、郷土に誇りを持てるよう、地域に根ざした公民館活動や生涯学習活動の充実を図ります。

#### ◆生涯学習環境の充実

- ライフスタイルの多様化に対応するため、生涯学習施設との連携を図るとともに、時代に合った生涯学習施設の整備など文化・学習活動の環境づくりを進めます。

### (4) 芸術・文化活動の振興と伝統文化の継承

#### ～地域の心を伝え 潤いを実感して暮らすために～

#### ◆芸術・文化活動の振興

- 市民が主体的に創造活動などに参加し、芸術や美術に慣れ親しむ環境づくりを進めるとともに、様々な芸術、文化活動を通して市民交流が図られるよう市民の主体的活動を支援します。

#### ◆伝統文化の継承

- 地域の伝統文化が、地域の人々によって支えられ、身近なところで学び、次世代に受け継がれるよう支援します。
- 文化財や歴史資料などの保存に努めるとともに、親しみをもって文化財が活用されるよう啓発活動に取り組み、郷土愛の醸成を図ります。



増山城跡周辺

### (5) 健全な心と体を育むスポーツの振興 ～健やかで明るく過ごすために～

#### ◆スポーツ・レクリエーションの振興

- 市民が、年齢やライフスタイルに応じて主体的に取り組むことができるスポーツやレクリエーションの普及を図るとともに、市民1人1スポーツの実現を目指し、市民の健康増進や体力の保持を図ります。
- 子どもたちの体力向上や健全な心の育成に向け、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- 地域体育館などを活用し、子どもから高齢者まで年齢に応じて親しめるスポーツを普及するとともに、地域のスポーツ振興を図ります。
- スポーツ団体やスポーツ指導員、スポーツ愛好者を育成するとともに、スポーツ指導者養成研修会などを支援し、指導者の育成・競技力の向上を図ります。

#### ◆スポーツ環境の充実

- 生涯スポーツの多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の環境の整備、充実に努め、市民がスポーツに取り組みやすい環境づくりを図ります。

### 3. 庄川と散居に広がる快適なまちづくり

#### (1) 清流や散居を活かした景観の整備

～自然豊かなとなみ野を守るために～

##### ◆景観の保全と整備

- 宅地開発による農地の減少、生活様式の変化、維持管理の困難、アズマダチ等の伝統的の家屋や倒木などによる屋敷林の減少などを防ぐため、散居景観の保全に向けた取組を推進します。
- 散居景観を交流・観光資源として活用できるように、となみ散居村ミュージアムを活かした地域活性化対策や景観保全に向けた市民意識の高揚を図ります。
- 少子高齢化、経済環境・生活様式の変化などにより、市内に空き家が増えており、良好な散居景観の維持が困難になっています。また、必ずしも適切な管理がされておらず、防犯・防災面からの不安も危惧されるため、地域と一体となった空き家対策に努めます。
- 自然志向の高まりから、庄川の水辺空間整備などの整備を進めるとともに、小水力発電に関する研究に取り組みます。

##### ◆花と緑の推進

- 色鮮やかな花壇や街路樹、屋敷林など散居景観と調和のとれた花と緑のまちづくりを目指すとともに、地域や学校と連携し、花や緑に触れあう機会を設けるなど緑化活動を推進します。

#### (2) 環境にやさしい循環型社会の形成

～持続可能な社会を確立するために～

##### ◆自然との共生

- 身近な自然生態系が危機に瀕<sup>ひん</sup>しており、農村地域や丘陵山間地域の自然を修復・保全するとともに、生息・育成環境のネットワークづくりを通して、人と自然が共生する地域づくりに努めます。
- 学校や地域における環境教育の充実と自然環境に対する意識の高揚を図ります。

##### ◆循環型社会の構築

- 温暖化や異常気象、海面上昇など地球規模で進む環境悪化を抑制するため、市民一人ひとりが環境保全の重要性を認識し、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化防止対策に取り組みます。
- 農業分野などにおける循環型システムの構築やクリーンエネルギーの計画的な導入を検討するなど自然環境にやさしい循環型社会の実現に向けた取組を進めます。
- 節水や節電などの省エネルギーや『もったいない』を合言葉にした\*エコ生活や\*リユース、家庭ゴミを資源に変えるリサイクルなどによる環境にやさしい取組を進めます。

##### 「エコ生活」

節電や雨水利用、自転車の活用、ごみの再利用など地球環境への負荷を軽減する地球環境にやさしい生活。

##### 「リユース」

ごみとして捨てずに再使用、再利用すること。

#### ◆森林の保全と整備

○水源の涵養や二酸化炭素の吸収など地球環境の保全に大きな役割を果たす森林を守り育てます。

#### ◆生活環境の保全と整備

○暮らしやすく快適な環境の源となるきれいな空気や安全でおいしい水を守るため、公害が発生しないよう監視・調査などを継続するとともに、地域と連携をとりながら不法投棄の監視体制を確立します。

### (3) 機能的な都市基盤の整備 ～魅力ある都市づくりのために～

#### ◆道路交通網の整備

○高速道路等の高規格幹線道路とそれらに連絡する国道、県道の整備や未整備区間の早期整備を促すとともに、市道幹線道路の計画的な整備に努め、災害に強い道路づくりを進めます。



砺波インターチェンジ付近

○子どもから高齢者まで安全に安心して利用できる歩道のバリアフリー化などによる交通安全施設の充実に努めます。

○高速道路網の機能充実並びに利用促進や地域産業の発展、広域的な文化交流などを図るため、北陸自動車道（仮称）高岡砺波スマートインターチェンジの早期完成を目指します。

#### ◆都市基盤の整備

○県西部の高速交通網の要衝である利点を活かし、市街地における土地区画整理事業や街路事業などを計画的に進め、環境に優しく住みよいまちづくりを目指します。

#### ◆公共交通の充実

○北陸新幹線の開業などを視野に、市民が利用しやすい機能的な公共交通網の充実に努めます。

### (4) 快適な居住環境の整備 ～暮らしやすい生活を送るために～

#### ◆上水道の充実

○おいしくて安心できる水道水を安定的かつ継続的に供給していくため、配水管路等の計画的な整備を行うとともに、耐震化工事を進めます。

#### ◆下水道の推進

○下水道整備基本計画に基づき、未整備区域における公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、中期経営計画に基づいた下水道事業の経営基盤強化に努めます。

#### ◆住宅の充実

○老朽化している市営住宅を計画的に改修するとともに、木造住宅における耐震改修の促進を図り、地震に強く安心して暮らせる住環境づくりを進めます。



## (5) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 ～安全な暮らしのために～

### ◆地域防災基盤の整備

- 自主防災組織の育成、非常時物品の備蓄など災害時に速やかに対応できるよう地域防災力を強化するとともに、大規模テロや新型コロナウイルスなどの危機に的確に対応できるよう総合的な危機管理体制の充実を図ります。
- 治山治水事業や排水路の大規模改修などにより、地域防災基盤の強化を図るとともに、避難所や防災拠点施設の耐震化、災害時における情報伝搬手段の整備を図ります。
- 災害時の応援に関する協定を結ぶ自治体、自衛隊、警察、医療機関などの関係機関及び業界団体並びに企業との協力体制の強化を図ります。

### ◆消防・救急体制の充実

- 常備消防の広域連携や消防救急の設備・機器の計画的な更新などによる消防救急体制の充実に努めます。

### ◆防犯体制の充実と交通安全の推進

- 地域における防犯組織などによる\*コミュニティ活動を通して、犯罪や事件を未然に防ぎ、安全で安心な生活環境づくりに努めます。
- 交通事故の防止に向け学校や交通安全協会、老人クラブなどと連携し、地域一体となって交通安全に取り組みます。



地域安全見守り隊

### ◆除雪対策の推進

- 地域ぐるみの除排雪体制を確立し、子どもや高齢者が安全で安心して通行できるよう車道・歩道等の除雪を実施するとともに、老朽化している除雪機械や消雪設備については、計画的な整備に努めます。

## 4. 魅力ある産業が発展するまちづくり

### (1) 確かな基盤づくりと風土を活かした新たな農林業の確立

#### ～明日へつながる農林業を育むために～

### ◆農林業の生産基盤・経営体制の充実

- 砺波平野の風土を活かした農林業の生産性の向上を図るため、散居景観や生物多様性の保全にも配慮し、農業水利施設等の農業生産基盤の整備と農用地の保全、森林環境の整備に努めます。また、\*農業者戸別所得補償制度の本格実施に的確に対応しながら、地域農業の担い手となる認定農業者や集落営農組織の育成に努めます。さらには、経営規模拡大、組織の法人化、経営の複合化や多角化などによる経営方法の改善指導を行うほか、規模拡大に必要な機械施設整備等に対する支援に努めます。
- \*農業の6次産業化や農商工連携の視点に立った新たな農業経営の取組を推進します。

#### 「コミュニティ」

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

#### 「農業者戸別所得補償制度」

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する国の施策。

#### 「農業の6次産業化」

農林漁業者が生産・加工・流通（販売）などの2次・3次産業と連携して新たな産業を創出すること。

#### ◆ブランド化の取組支援

- 高品質で売れる「となみ米」や全国一の生産を誇る水稲種子などのブランド化を進め、積極的なPRによる販路拡大を推進します。
- 多様化する消費者ニーズを的確に把握するとともに、チューリップや庄川ゆずなどといった地域特産作物の付加価値の向上と生産拡大を進めます。
- 新たな特産振興作物であるたまねぎの確固たる産地の確立に向け、栽培技術の向上や施設整備等を支援します。



## (2) 時代を先取る産業と伝統産業の振興

～活力に満ちた元気なまちをつくるために～

#### ◆企業誘致の推進

- 高速道路や高規格道路網に恵まれた交通の要衝にある特色を活かして、中京・関東地域などとの経済連携を図り、若者にとっても魅力的な先端技術産業など新しい企業の誘致を推進します。
- 新たな企業立地の際には、散居景観の保全や農業振興との調和に留意した計画を検討します。

#### ◆起業家、既存産業の育成・支援

- 起業家の育成支援や既存産業の振興を図るとともに、コミュニティビジネスや農商工連携・産学官連携による新事業の創出に努め、地域の人材やノウハウを活用することによって新たな雇用を生み出し、地域コミュニティの活性化に努めます。

#### ◆伝統産業の支援

- 国から伝統工芸品としての指定を受け、全国有数の生産高を誇る庄川挽物木地や大門素麺、三助焼など地域の特性を生かした伝統産業を守り育てます。
- 後継者育成、付加価値を高める新商品開発、インターネットサイトを活用した販路拡大など、地域特産品の普及や地場産業の活性化対策を支援します。

## (3) にぎわいと魅力ある商店街の振興

～人が集まり楽しめるまちをつくるために～

#### ◆商店街の活性化

- 既存商店街の活性化を図るため、気軽に歩いて買い物などを楽しめる魅力ある商業空間の活性化を進めるとともに、元気のある商店街づくりを進めるため、若手リーダーの育成や新たな発想によるチャレンジ事業などを支援します。
- 「となみにぎわいサロン」などをコミュニティ施設として積極的に活用し、商店街の賑わいの創生に努めるとともに、公共交通機関と連携したイベントの開催などにより集客の増加を図ります。

## (4) 通年型・滞在型観光交流の確立

～地域資源を活かした観光を発信するために～

### ◆観光資源の魅力創出

○散居やチューリップフェア、庄川など優れた観光資源を地域全体で発掘し、保全し、磨き上げるとともに、住民が地域に愛着や誇りを持って来訪者を迎える体制づくりを推進することで、交流・滞在人口の拡大を図り、「暮らしたい」「訪れたい」個性的なまちづくりを進めます。

### ◆観光振興戦略の推進

- インターネットにおける新たな情報技術の効果的な活用などにより、魅力ある観光情報の発信を行い、交流人口の拡大を図ります。
- 地域資源を活用した砺波型グリーンツーリズムの確立や\*コンベンション誘致、友好交流都市や中京・関東圏などとの市民交流を進めます。
- 観光事業者だけでなく、市民全体で来訪者をお迎えする\*ホスピタリティあふれるまちづくりに努めます。

## (5) 安定した魅力ある雇用環境の確立

～世代に応じた住みよいまちをつくるために～

### ◆雇用機会の提供支援

○若者はもとより、中高年齢者や障がい者、さらには働きながら子育てする世代が、安心して安定した職業に就くことができる雇用の場の確保と良好な就労環境づくりを支援します。

### ◆職業訓練・勤労者福祉の充実

- 国や県など関係機関との連携を強化し、求職者の状況に応じた職業能力の開発や就業の支援に努めます。
- 勤労者が余暇を活用して様々な教養や知識を身につけたり、相互に交流する機会を提供するとともに、関係施設の利用の促進と活動の充実を図ります。



#### 「コンベンション誘致」

各種学会や全国大会など様々な催し物を市内に誘致し、交流の拡大を図る施策。

#### 「ホスピタリティ」

心のこもったもてなしや歓待の精神を意味する言葉。

## 5. 市民と行政が協働するまちづくり

### (1) 市民と一体となった行政の推進 ～市民と行政がともに歩むために～

#### ◆市民と協働のまちづくりの推進

- 身近なまちづくりの課題解決には、市民の主体的な関わりが大切であり、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、相互に補完・協力しあう必要があります。政策形成の段階から市民が積極的に参加できるよう促しながら、一体となったまちづくりを進めます。
- 市民と協働のまちづくりには、自治振興会など地域コミュニティの活動が必要不可欠です。行政は、情報公開などにより透明性を高めながら、各種団体との連携を強化し、地域における支えあいや団体間のネットワークづくりを行う地域コミュニティやNPO、ボランティアなどの活動に対する支援に努めます。

#### ◆男女共同参画の推進

- 男女がお互いを尊重し、支えあい認めあうことによって、持てる個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、地域団体、事業所など地域社会全体の協力のもと、互いに支えあい認めあうまちづくり実現を目指します。

### (2) 持続可能な行政の運営 ～元気が続く砺波市であるために～

#### ◆健全な自治体運営の推進

- 新たな行政需要や多様化する市民ニーズに対応し、厳しい財政状況を乗り切るため、計画的かつ着実な行財政改革を進め、効率的な行政運営に努めます。
- 研修会などを定期的で開催し、広い視野を持った行政職員の育成を図ります。

#### ◆電子自治体の推進

- 近年の情報処理や通信技術の目覚ましい進歩による情報化の進展とともに、インターネットや携帯電話などの情報伝達基盤の整備が進んでいることから、個人情報保護などのセキュリティ保持に配慮しつつ、市民サービスの利便性向上や事務の効率化に向け行政事務の情報化推進に努めます。

#### ◆広域行政の推進

- 周辺地域との協力体制を強化し、公共交通や災害、医療の分野などにおける広域的な行政サービスの推進を図ります。



### (3) 国外・国内との多様な交流の推進

～国際性など広い視野を身につけるために～

#### ◆国際交流の推進

- 世界規模の経済活動、情報化の進展などグローバル化する社会に対応し、広い視野をもって国際交流を進めます。
- 友好交流協会などによる市民レベルの姉妹・友好都市との交流を支援するとともに、次代を担う子どもたちや若者世代を中心とした交流の機会の充実を図ります。
- 市内在住の外国人との交流活動を通して市民の国際理解を図りながら、進展する国際交流の時代や多文化共生社会に対応します。

#### ◆国内交流の推進

- 姉妹都市交流やフラワー都市交流、災害時相互応援協定による交流など、それぞれの特性を活かしながら絆を深める交流を推進します。



前の章までは、まちづくりの基本方針に従って体系づけられた施策の大綱について述べてきましたが、本章では、「砺波らしさ」を活かした施策に関して、次のとおりとりまとめました。

後期基本計画に基づく市政運営にあたっては、これらを本市の優れた特長としてとらえ、他の地域とは異なる「砺波ならではの」個性豊かなまちづくりをめざします。

※右側に「基本方針の番号 — 主要施策の番号」を記載しています。  
P36と合わせてご覧下さい。

## 1. 散居村や庄川など豊かな自然と地域資源を活かして

○全国に誇れる散居村や庄川などの優れた観光資源を地域全体で発掘、保全し、磨き上げるとともに、住民が地域に愛着や誇りを持って来訪者を迎えるまちづくりを進め、「暮らしたい」「訪れたい」個性的な施策を展開します。

3-1・4-4

○色鮮やかな花壇や街路樹、屋敷林など散居景観と調和のとれた花と緑のまちづくりを目指します。

3-1

○豊かな文化財や歴史資料などの保存と活用などにより郷土愛の醸成を図ります。

2-4

○ふるさと学習を推進し、ふるさとへの愛着や誇りを育むよう努めます。

2-1

## 2. 砺波平野の中央部で交通の要衝にある利点を活かして

○高規格幹線道路や鉄道が整備されている特長を活用し、中京・関東地域との経済面における連携や新たな企業誘致、交流人口の拡大により地域の活性化につなげます。

3-3・4-2

○交通網の要衝である利点を活かし、市街地における土地区画整理事業や街路事業などを計画的に進め、環境に優しく住みよいまちづくりを目指します。

3-3

○北陸新幹線の開業などを視野に、市民が利用しやすい機能的な公共交通網の充実に努めます。

3-3

### 3. チューリップや種もみ、たまねぎなど豊富な地域特産品を活かして

○砺波平野の風土を活かした農林業の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備と農用地の保全、森林環境の整備に努めます。

4-1

○「となみ米」や水稻種子などのブランド化を進め、販路拡大を推進するとともに、チューリップや庄川ゆず、たまねぎなどの地域特産作物の付加価値向上と生産拡大を図ります。

4-1



### 4. 笑顔があふれる健康都市であることを活かして

○砺波医療圏の中核病院である市立砺波総合病院を中心として、民間診療所が多く存在する利点を活かし、健康センターや庄川健康プラザなどと有機的に連携するとともに、医療・保健・福祉・介護が一体となったサービスの提供を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる健康都市づくりを進めます。

1-1

### 5. 元気な地域コミュニティを活かして

○自治振興会などによる各地域コミュニティの特長を活かし、市民1人1ボランティア運動を通して、地域における支えあいや団体間のネットワークづくりによる行政と市民とが協働するまちづくりを進めます。

5-1

○学校や防災施設の耐震化、水害対策に努めるとともに、自主防災組織の充実、非常時物品の備蓄など、災害時に速やかに対応できるよう地域防災力の強化を図ります。

2-1・3-5

